

妙正寺川整備工事（その203） 工事説明会

日時：令和5年1月31日（火）

19：00～20：30

会場：中野区立鷺宮小学校

東京都第三建設事務所

真柄建設株式会社

妙正寺川の整備について

東京都第三建設事務所

妙正寺川における過去の代表的な水害

■平成17年9月の豪雨

妙正寺川、善福寺川上流部を中心に、9月4日夕方から5日未明にかけて時間最大100mm以上の激しい雨が降り、杉並区、中野区、新宿区で**浸水家屋3,000戸以上の甚大な被害**が発生。

- ・総雨量 : 263mm (下井草観測所・杉並区)
- ・時間最大雨量: 112mm/h (下井草観測所・杉並区)



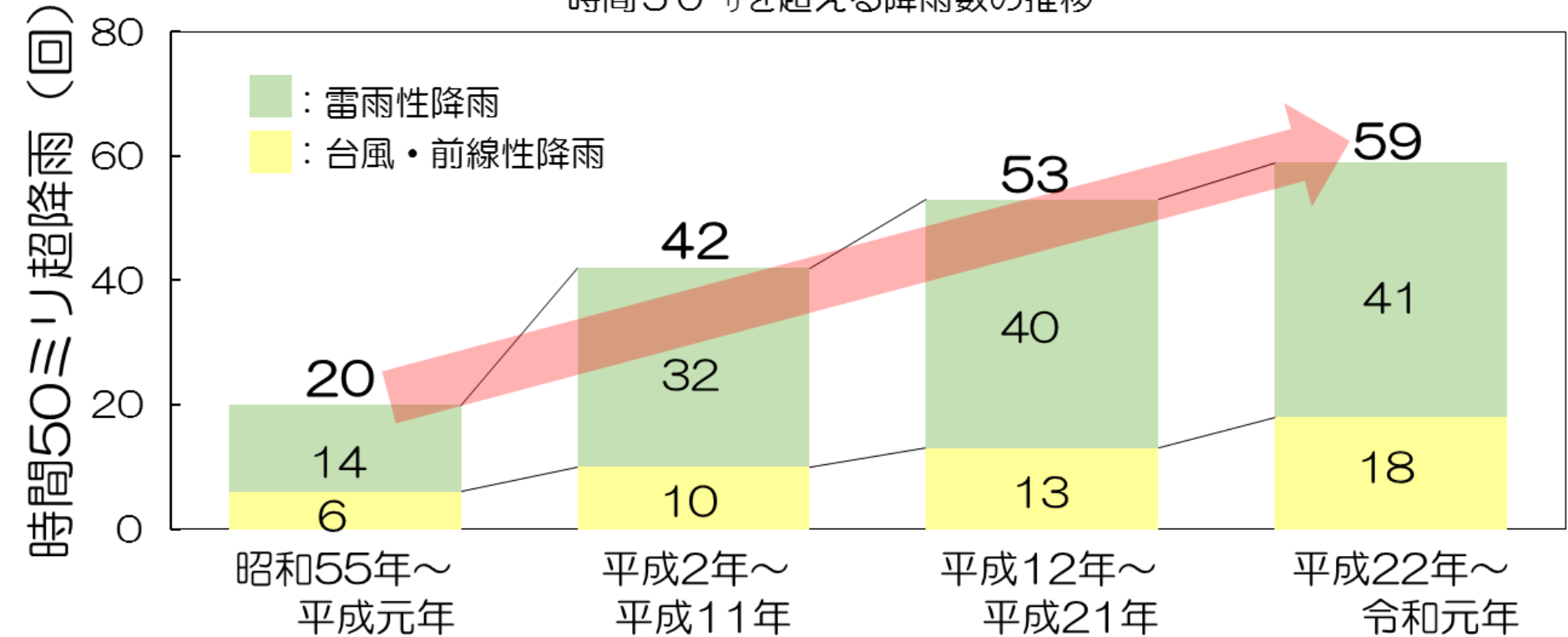
平成17年9月4日の水害写真

妙正寺川 北原橋付近の水害状況

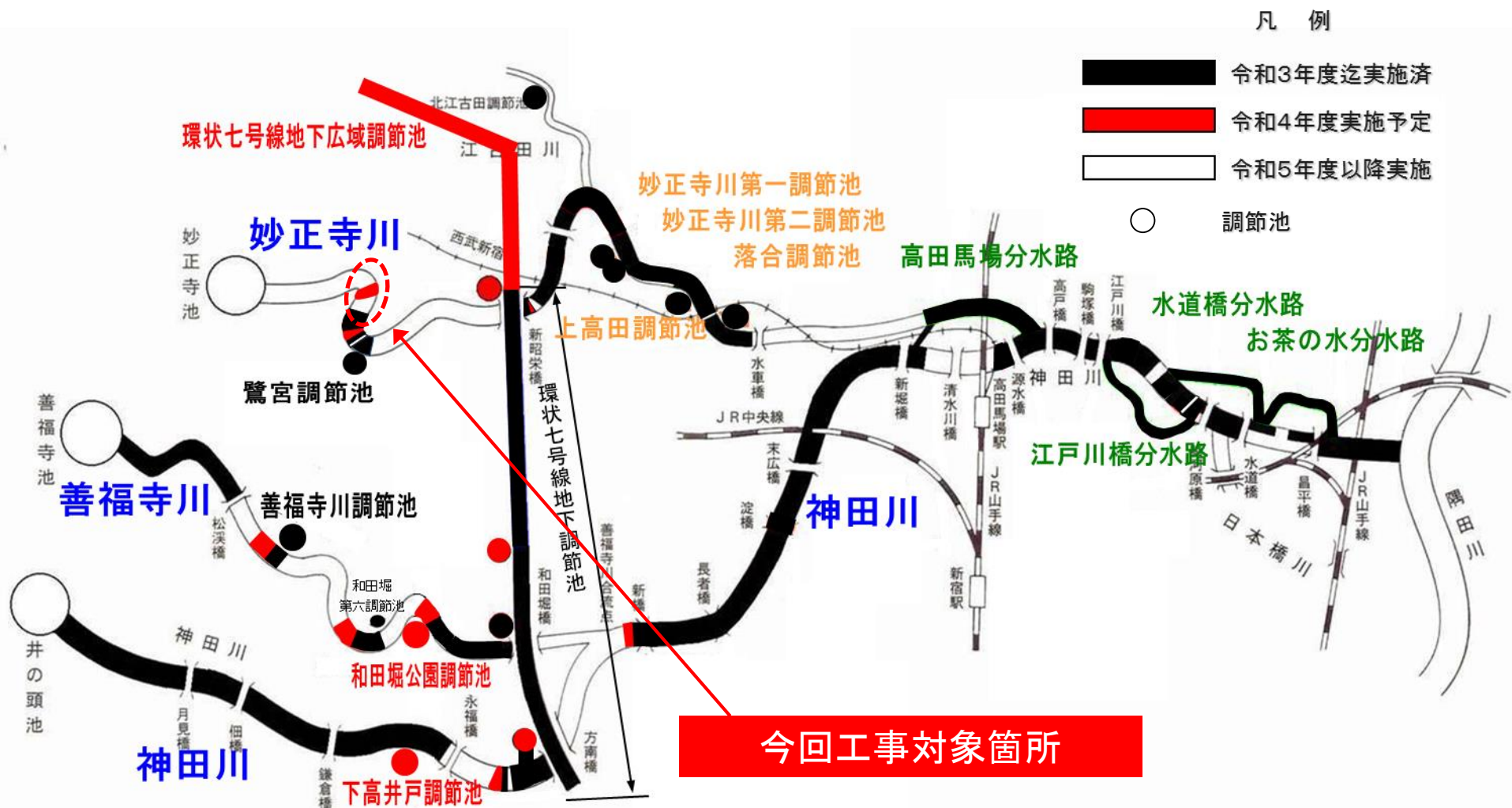


近年の降雨状況の変化

時間50ミリを超える降雨数の推移

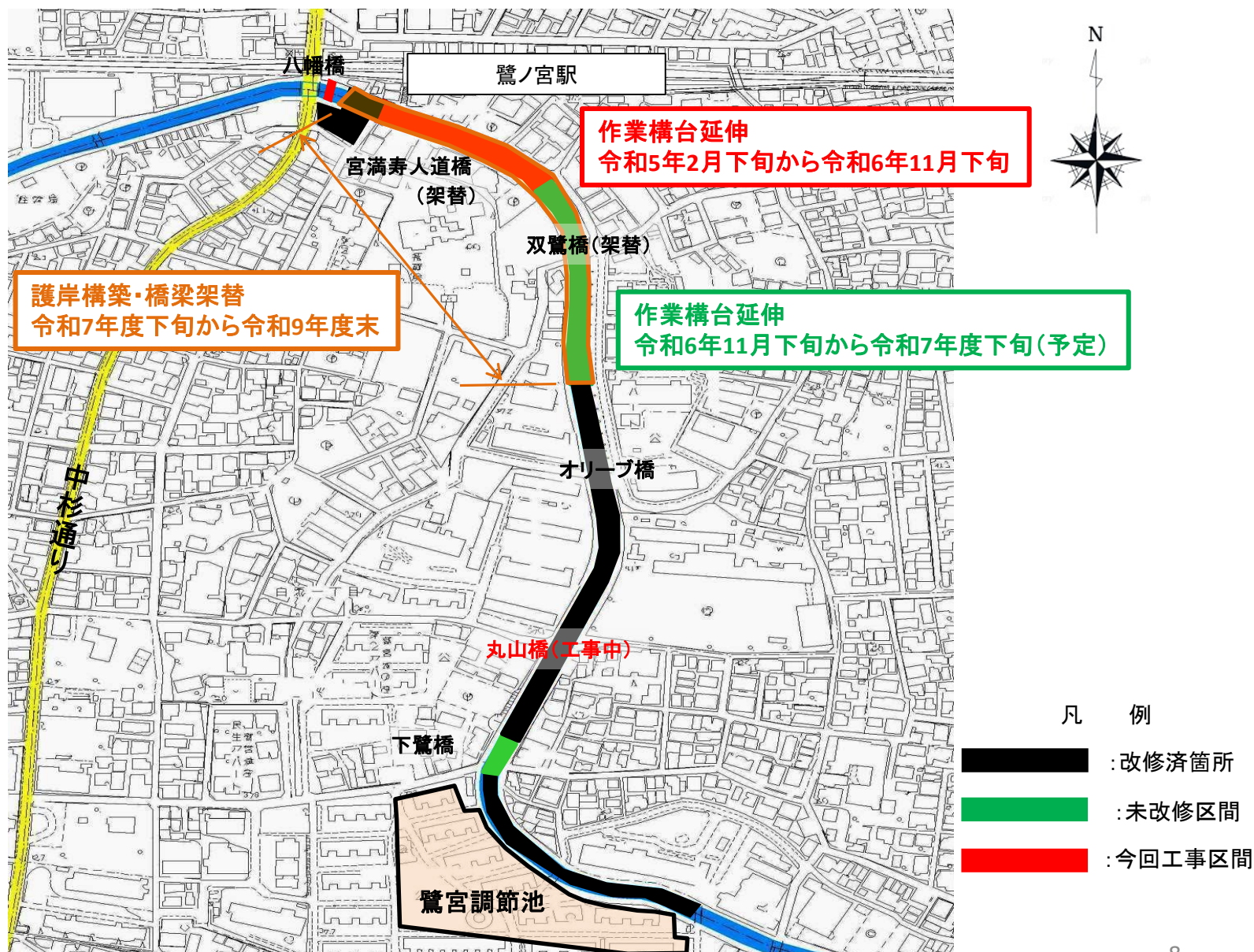


神田川流域の改修状況

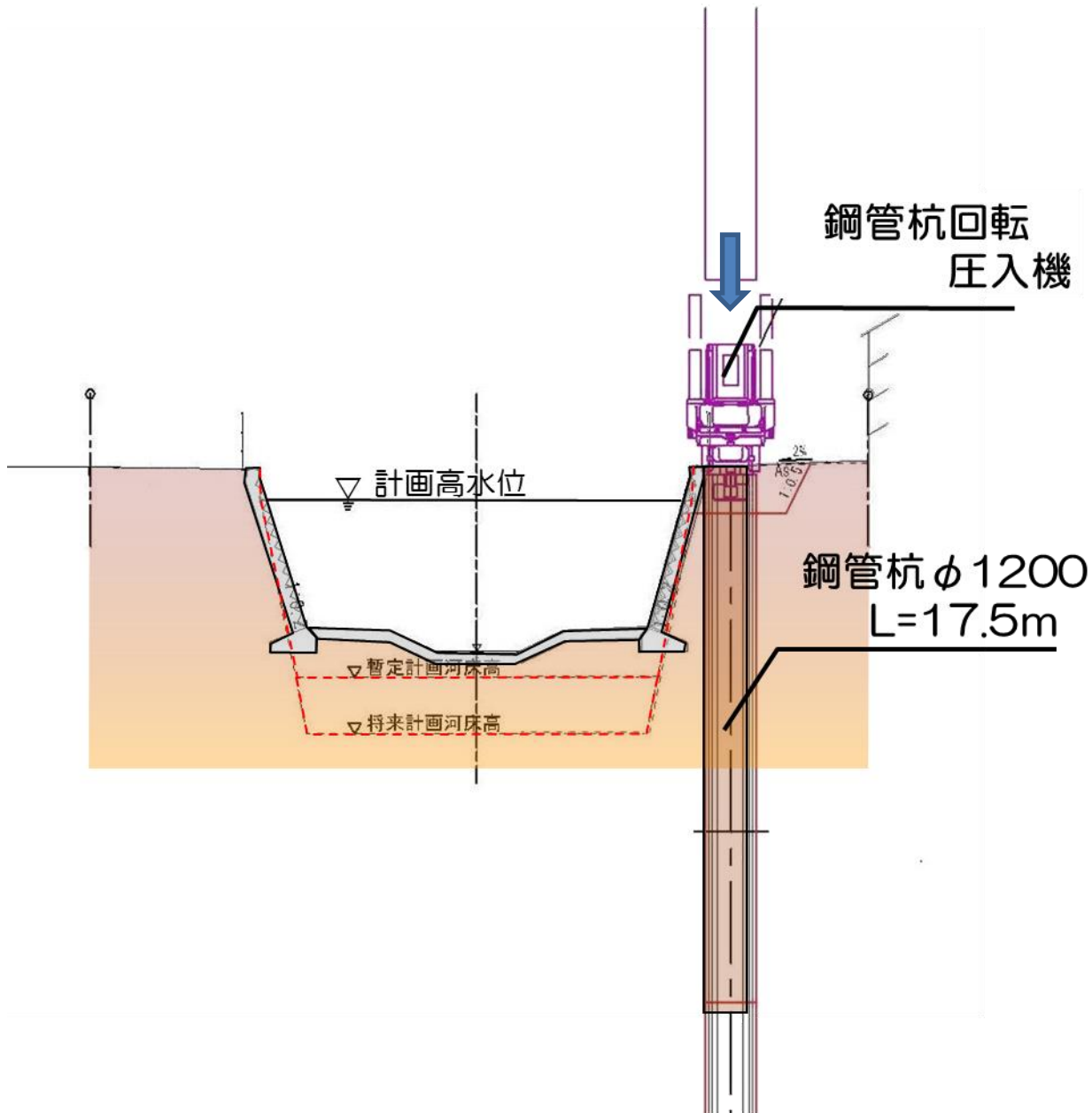


妙正寺川護岸整備率 約46%

妙正寺川 河川整備状況（オリーブ橋上流～八幡橋下流）



護岸工事の進め方



1 施 工 前



2 鋼管杭圧入



3 栈橋設置



4 護岸取り壊し・締切矢板圧入・
護岸築造



5 栈橋撤去・締切矢板引抜

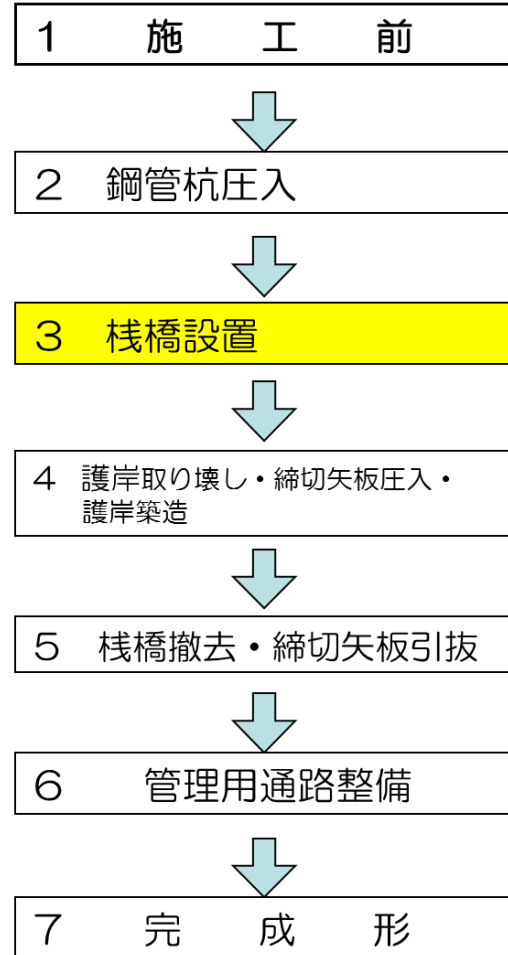
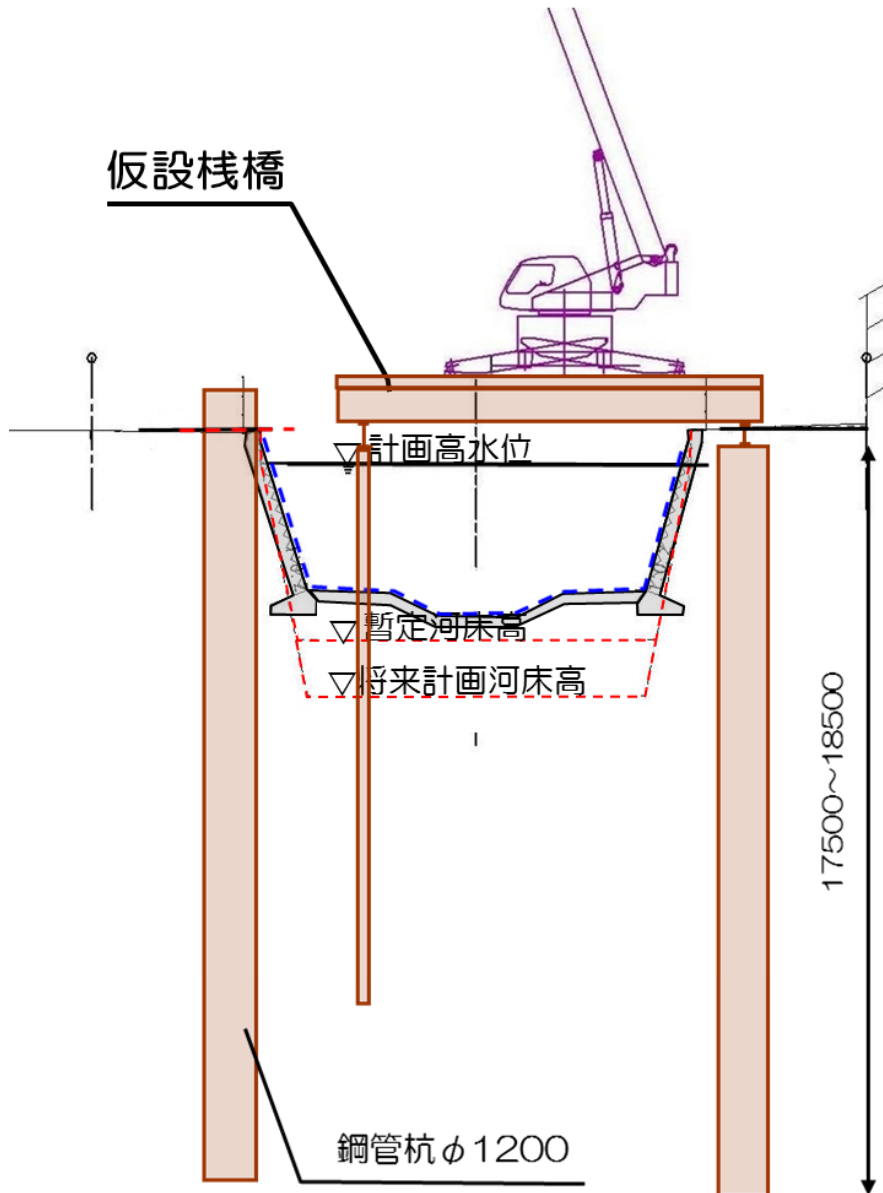


6 管理用通路整備

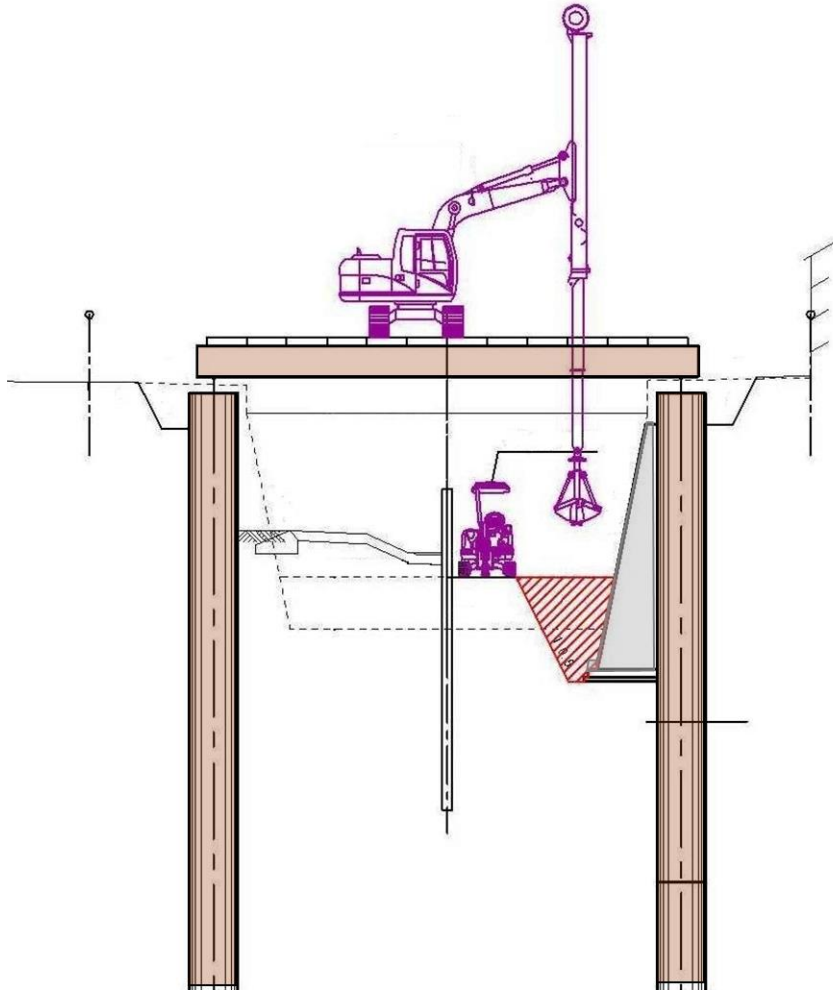


7 完 成 形

護岸工事の進め方



護岸工事の進め方



1 施 工 前



2 鋼管杭圧入



3 栈橋設置



4 護岸取り壊し・締切矢板圧入・
護岸築造



5 栈橋撤去・締切矢板引抜

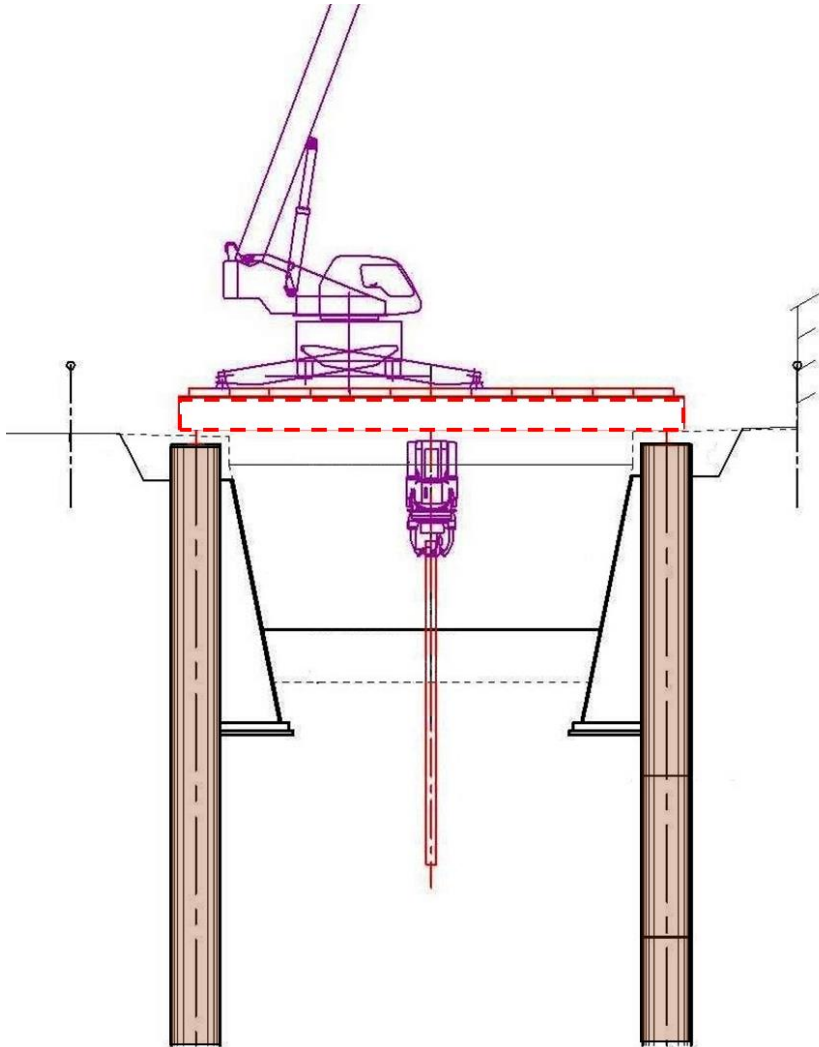


6 管理用通路整備



7 完 成 形

護岸工事の進め方



1 施 工 前



2 鋼管杭圧入



3 栈橋設置



4 護岸取り壊し・締切矢板圧入・
護岸築造



5 栈橋撤去・締切矢板引抜

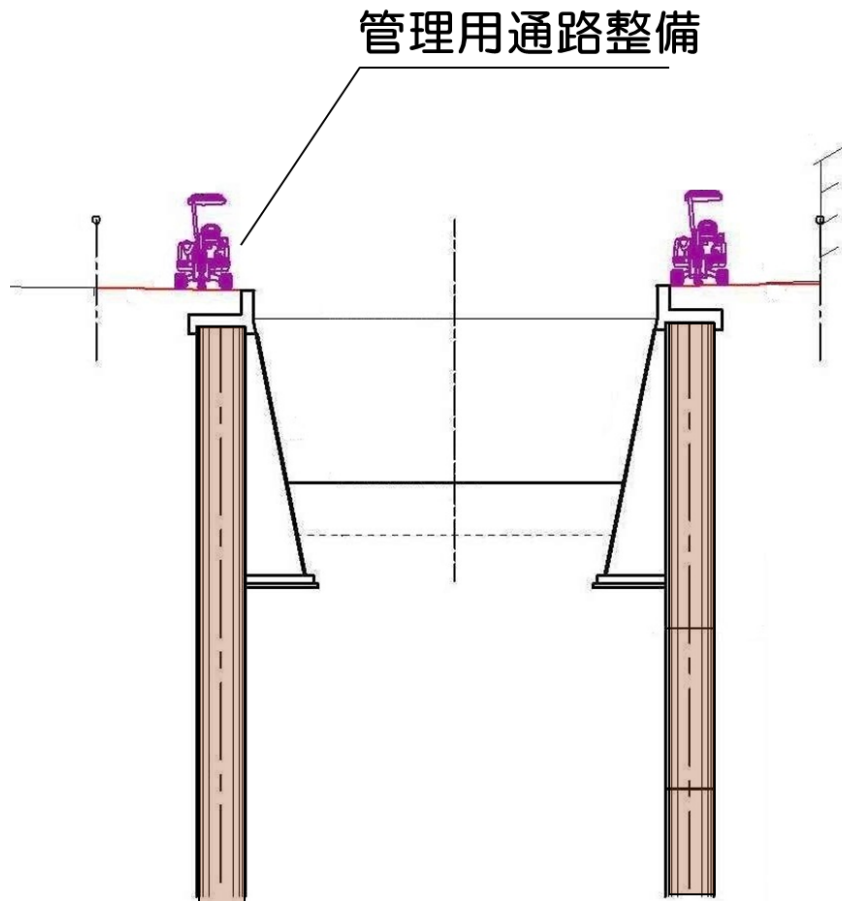


6 管理用通路整備



7 完 成 形

護岸工事の進め方



1 施 工 前



2 鋼管杭圧入



3 栈橋設置



4 護岸取り壊し・締切矢板圧入・
護岸築造



5 栈橋撤去・締切矢板引抜



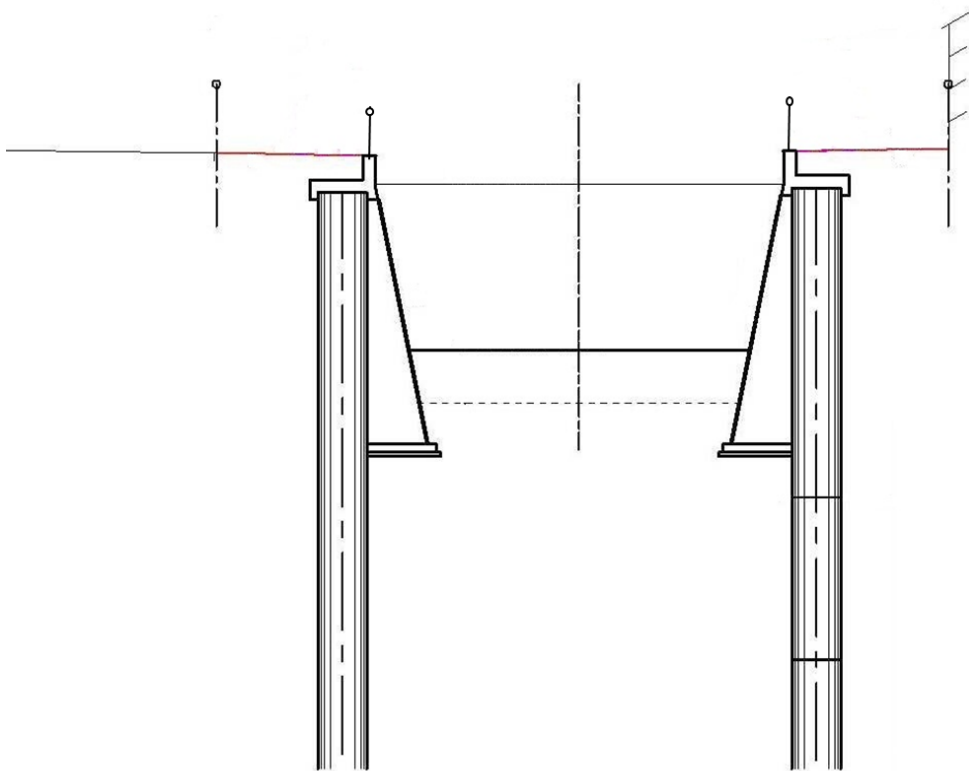
6 管理用通路整備



7 完 成 形

護岸工事の進め方

今回工事



1 施 工 前

2 鋼管杭圧入

3 栈橋設置

4 護岸取り壊し・締切矢板圧入・
護岸築造

5 栈橋撤去・締切矢板引抜

6 管理用通路整備

7 完 成 形

事業スケジュール（予定）について

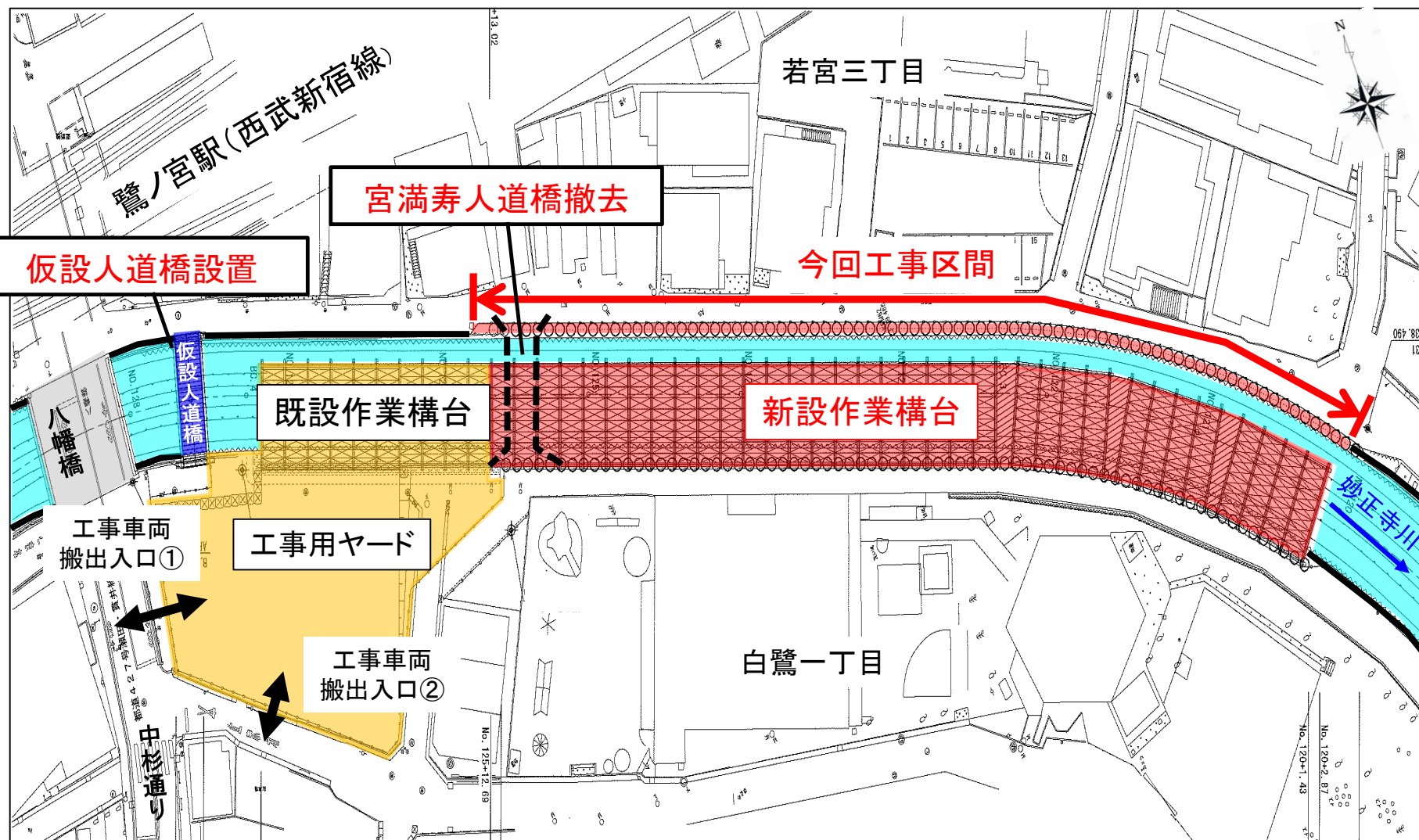
年度 工事箇所	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
搬入路整備工事 （八幡橋下流）	↔					
双鷺橋上流 ～ 宮満寿人道橋上流	作業構台					
オリーブ橋上流 ～ 双鷺橋上流			作業構台			
オリーブ橋上流 ～ 八幡橋下流				護岸構築・橋梁架替		
宮満寿人道橋 通行止め （仮設人道橋設置）						
双鷺橋 通行止め						

※ このスケジュールは、現時点での予定であり、予算等の都合により変更する場合があります。
 また、工事の施工手順によっては、期間及び時期が前後する可能性があります。
 なお、詳細な施工計画は、工事契約後に受注者にて策定します。

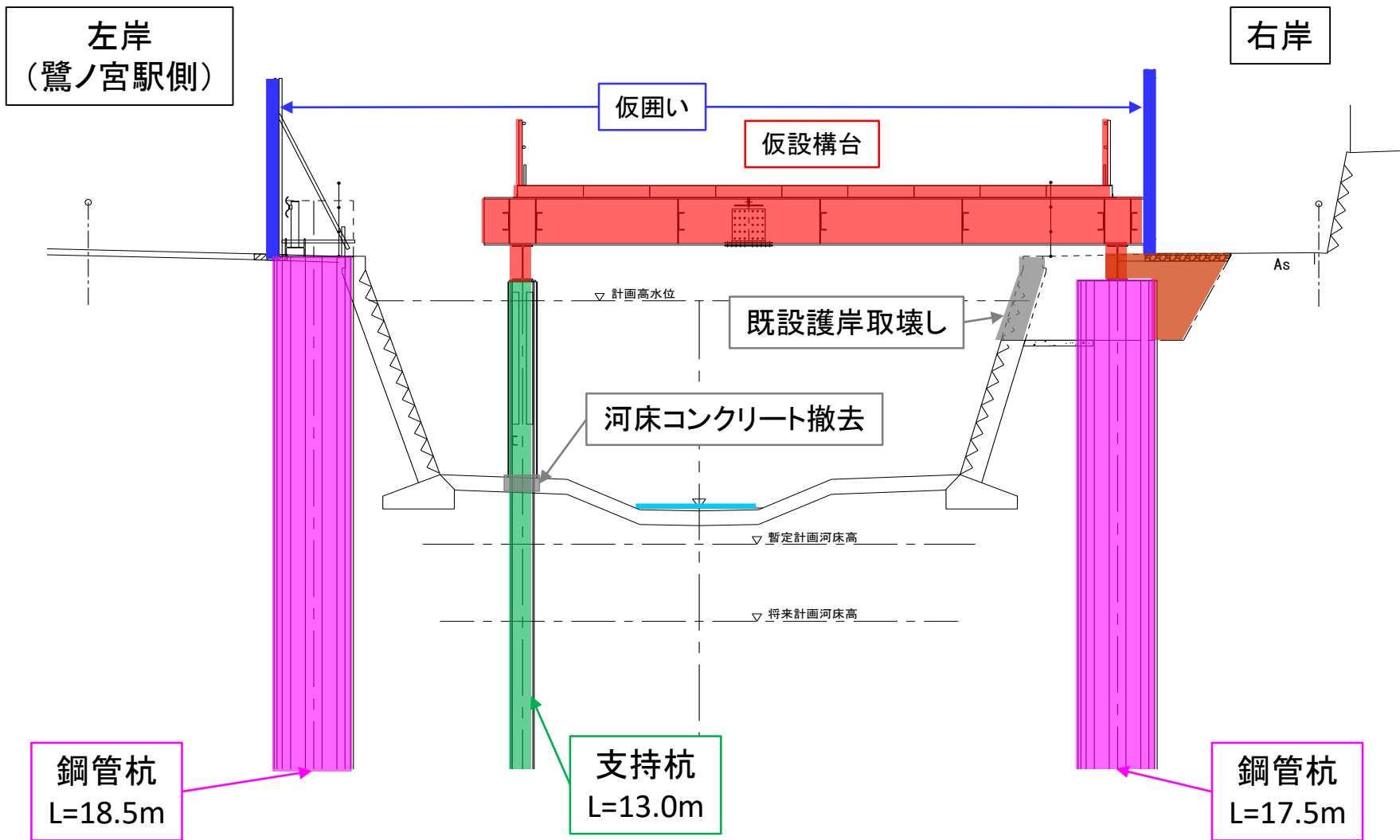
工事概要

真柄建設株式会社

今回工事区間



標準断面図



整備イメージ

平面図



写真①(中杉通りの八幡橋より)



写真②(既設作業構台より)



工事期間・施工時間・工事工程表

工事期間 令和5年 3月上旬 ~ 令和6年 11月下旬(予定)

施工時間 午前8:00 ~ 午後6:00
(土曜・日曜・祝日は原則作業を行いません)

工事工程表

※ 工事の進捗、天候等により工程が変更となる場合があります。

		令和4年		令和5年												令和6年											
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
準備工・片付け工																											
(1)	仮設工・復旧工																										
(2)	仮橋設置工 人道橋撤去工																										
(3)	構造物取壊し工																										
(4)	鋼管杭圧入工																										
(5)	作業構台設置工																										
通行止め期間																											

家屋調査

右岸

右岸

左岸①

左岸②

左岸③

左岸車両通行止め期間

右岸全面通行止め期間

左岸車両通行止め期間

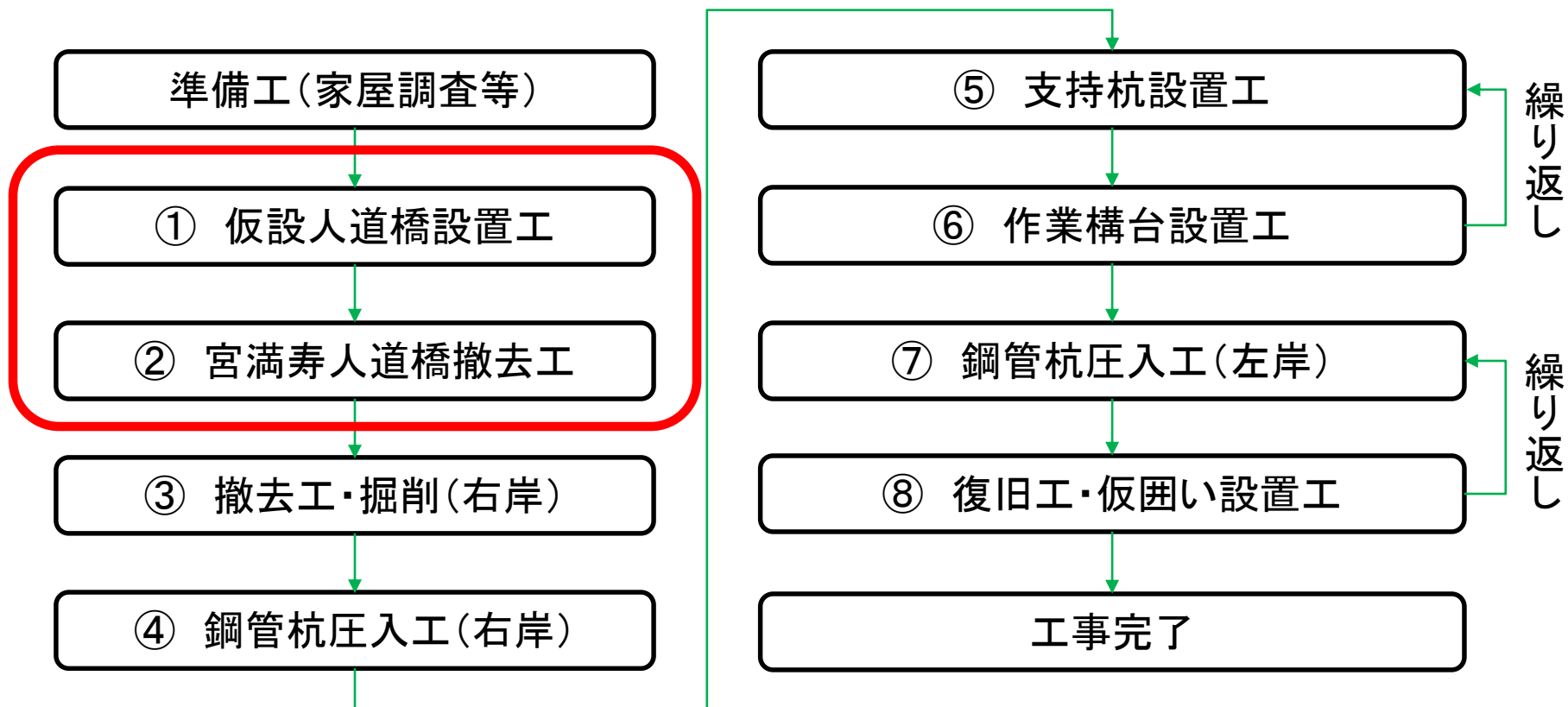
期間①

期間②

期間③

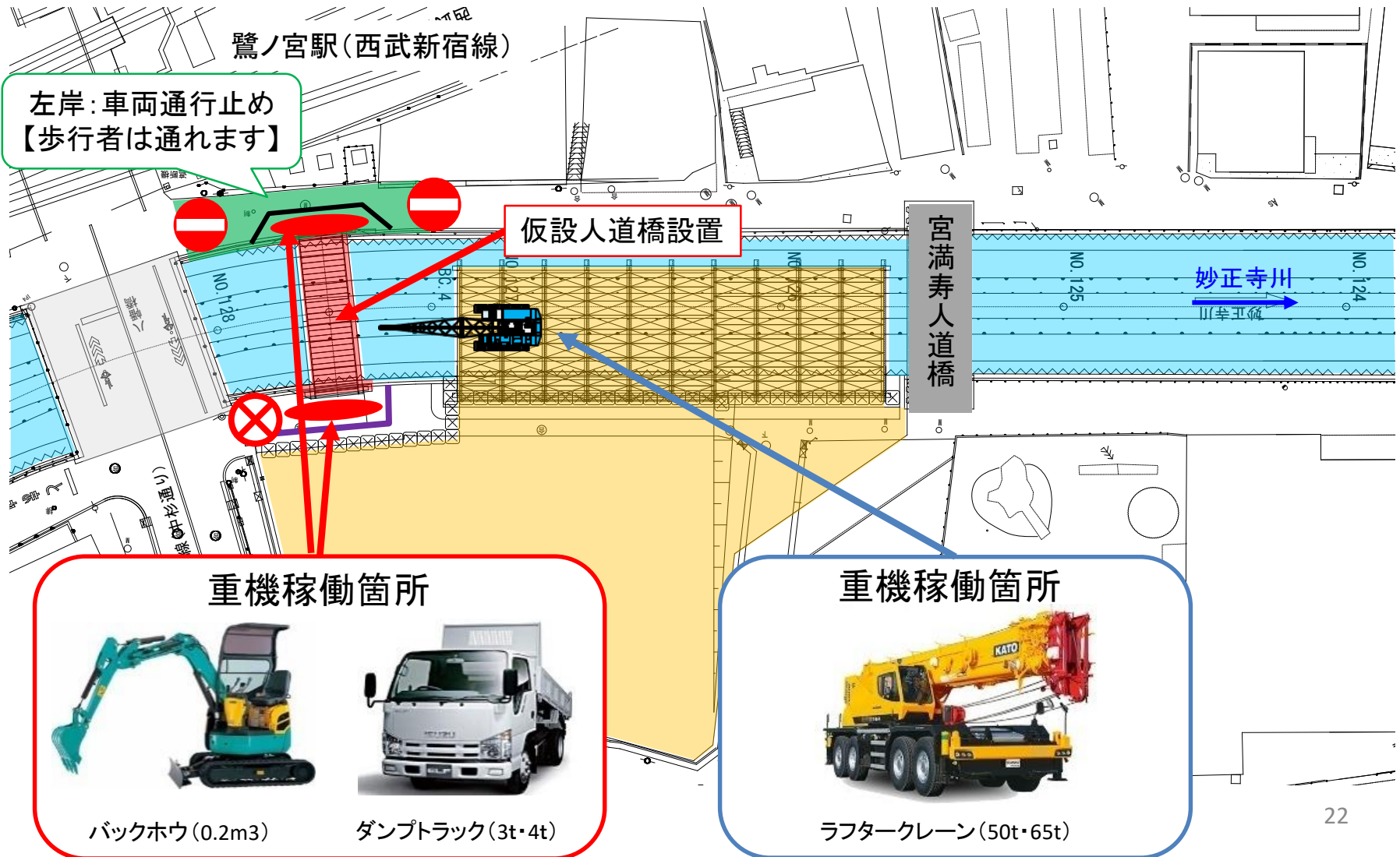
現場着手(令和5年2月初め予定)

施工フロー



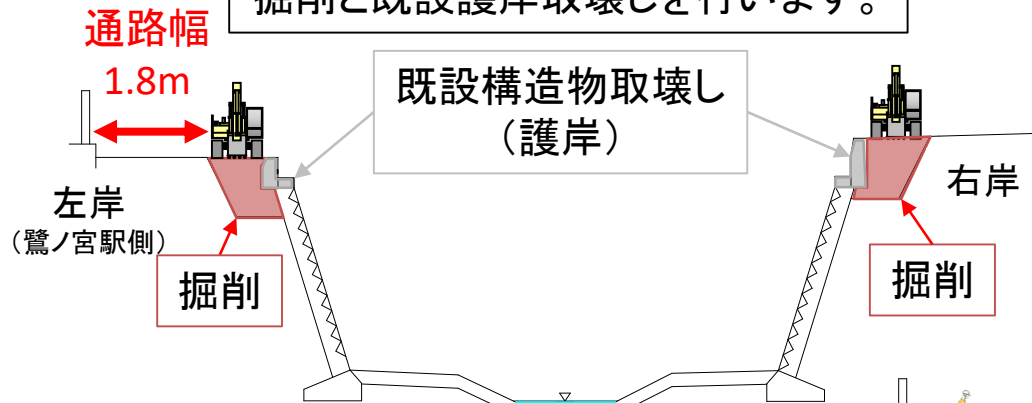
①仮設人道橋設置工

宮満寿人道橋の撤去に先立ち、仮設人道橋の設置を行います。
施工の際は、左岸側の一部通路が狭くなるため、車両通行止めとなります。

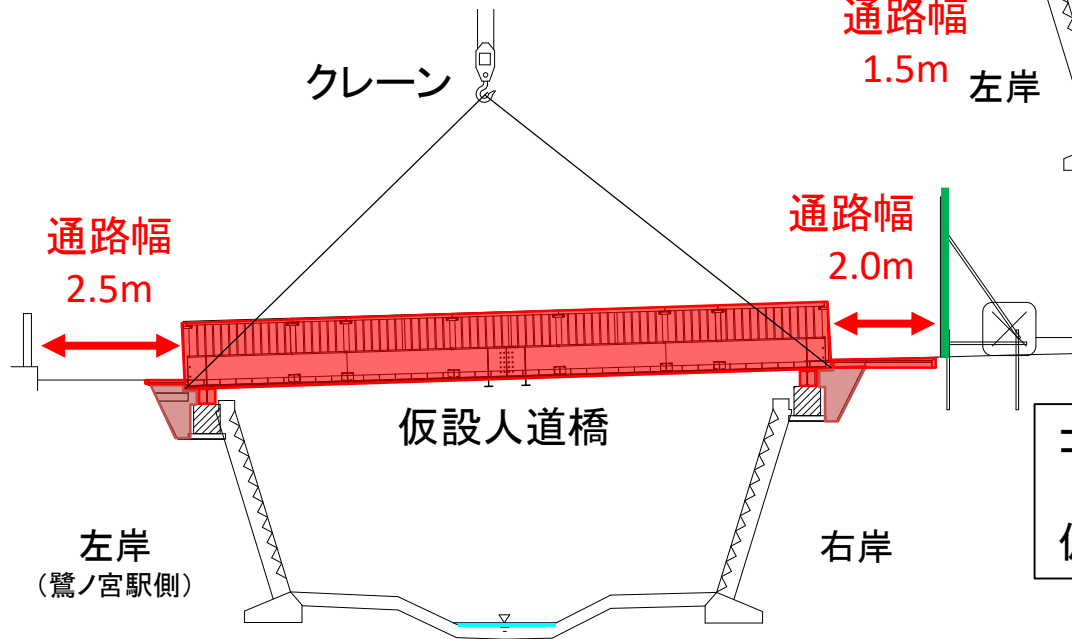
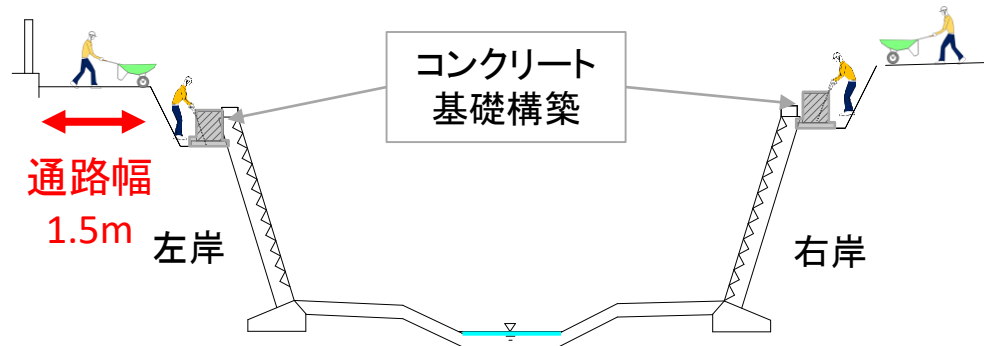


①仮設人道橋設置工

バックホウと小割機で
掘削と既設護岸取壊しを行います。



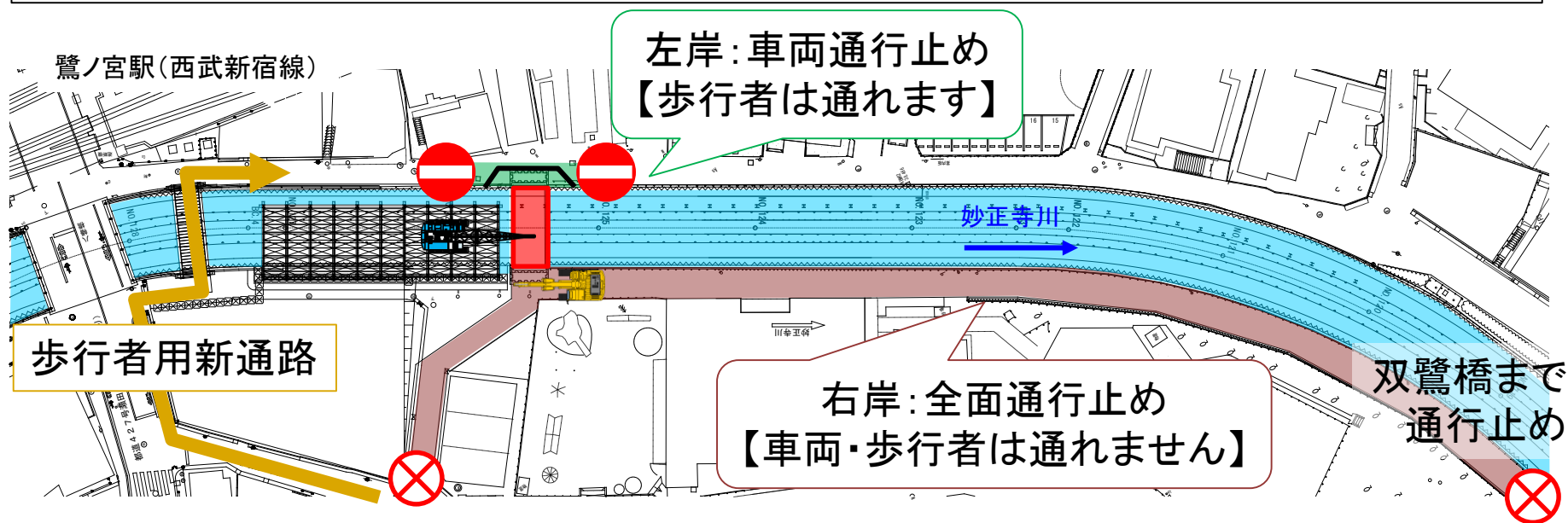
掘削完了後、コンクリートを打設し
橋の基礎を構築します。



コンクリート基礎構築後、クレーンで
仮設人道橋を設置し、埋戻しと
仮舗装、仮囲いの設置を行います。

②宮満寿人道橋撤去工

仮設人道橋の開通後、通路を切り替え、宮満寿人道橋の撤去を行います。
施工の際は、①と同様に左岸側の一部通路が狭くなるため、車両通行止めとなります。
右岸側については、以降、双鷺橋まで全面通行止めとなります。



コンクリート圧砕機

ラフテレーンクレーン

油圧式バイブロハンマー

使用重機

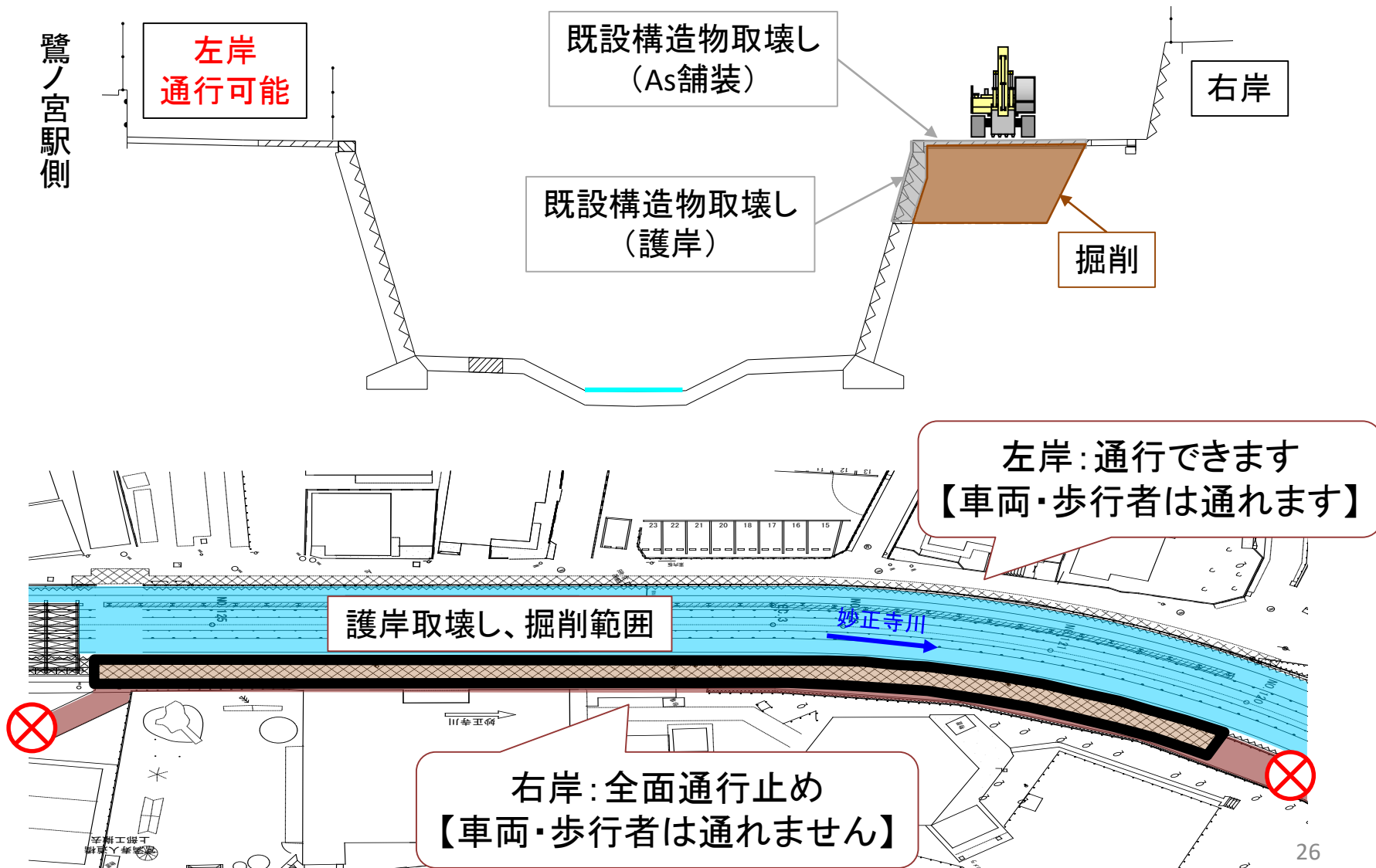


施工フロー



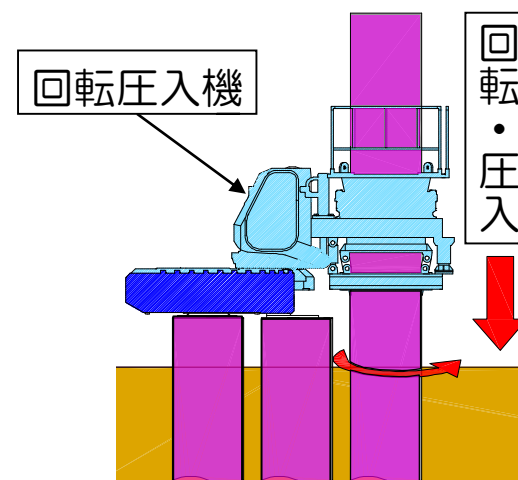
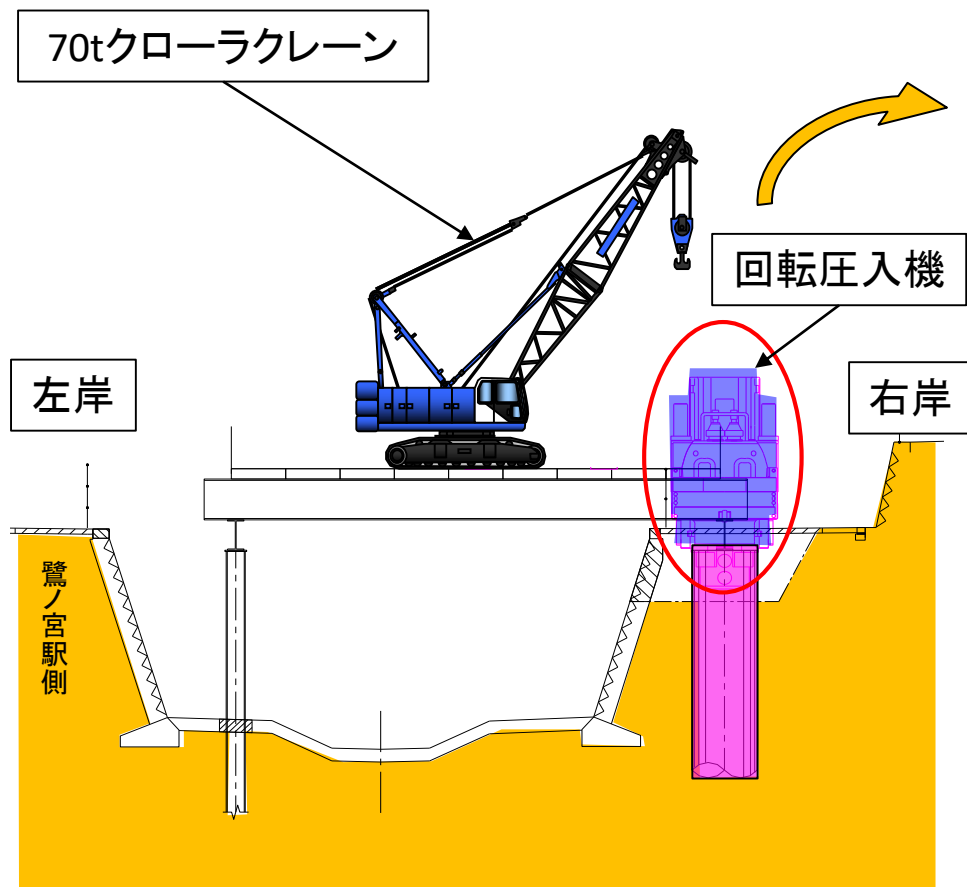
③撤去工・掘削工（右岸）

作業構台設置に先立ち、掘削（茶色）及び既設構造物の取壊し（灰色）を行います。



④鋼管杭圧入工（右岸）

新たな護岸の基礎となる鋼管杭(桃色)を回転圧入機により回転させながら右岸側の土中に埋めていきます。

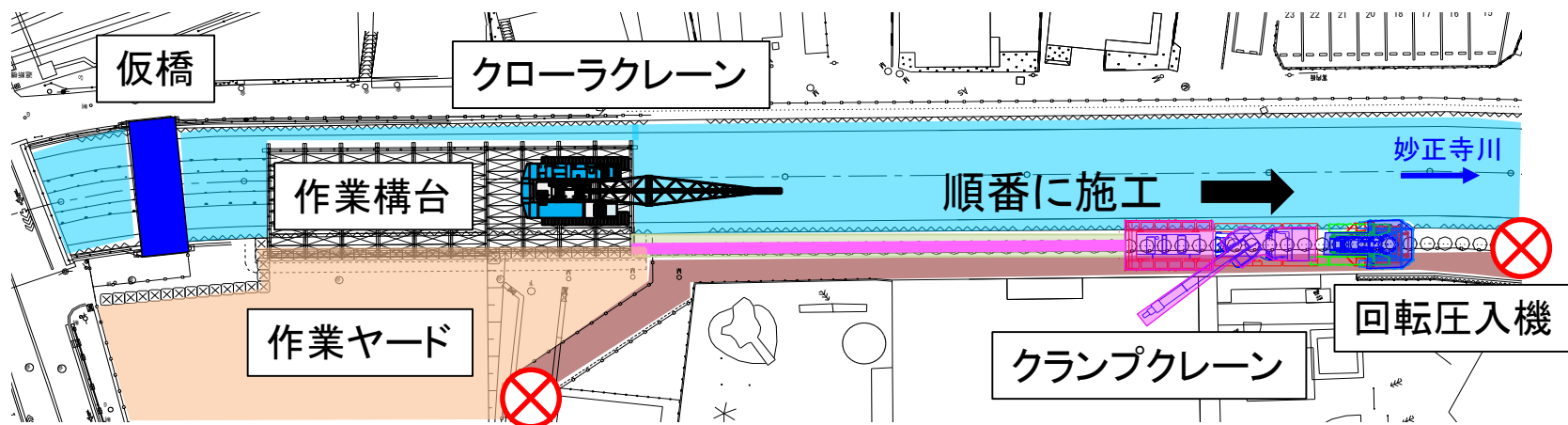


鋼管杭圧入施工状況(参考)



④鋼管杭圧入工（右岸）

クローラークレーンとクランプクレーンを併用して鋼管杭を回転圧入機まで運搬し、鋼管杭を回転させながら順番に土中に埋めていきます。



システム施工イメージ写真



鋼管杭

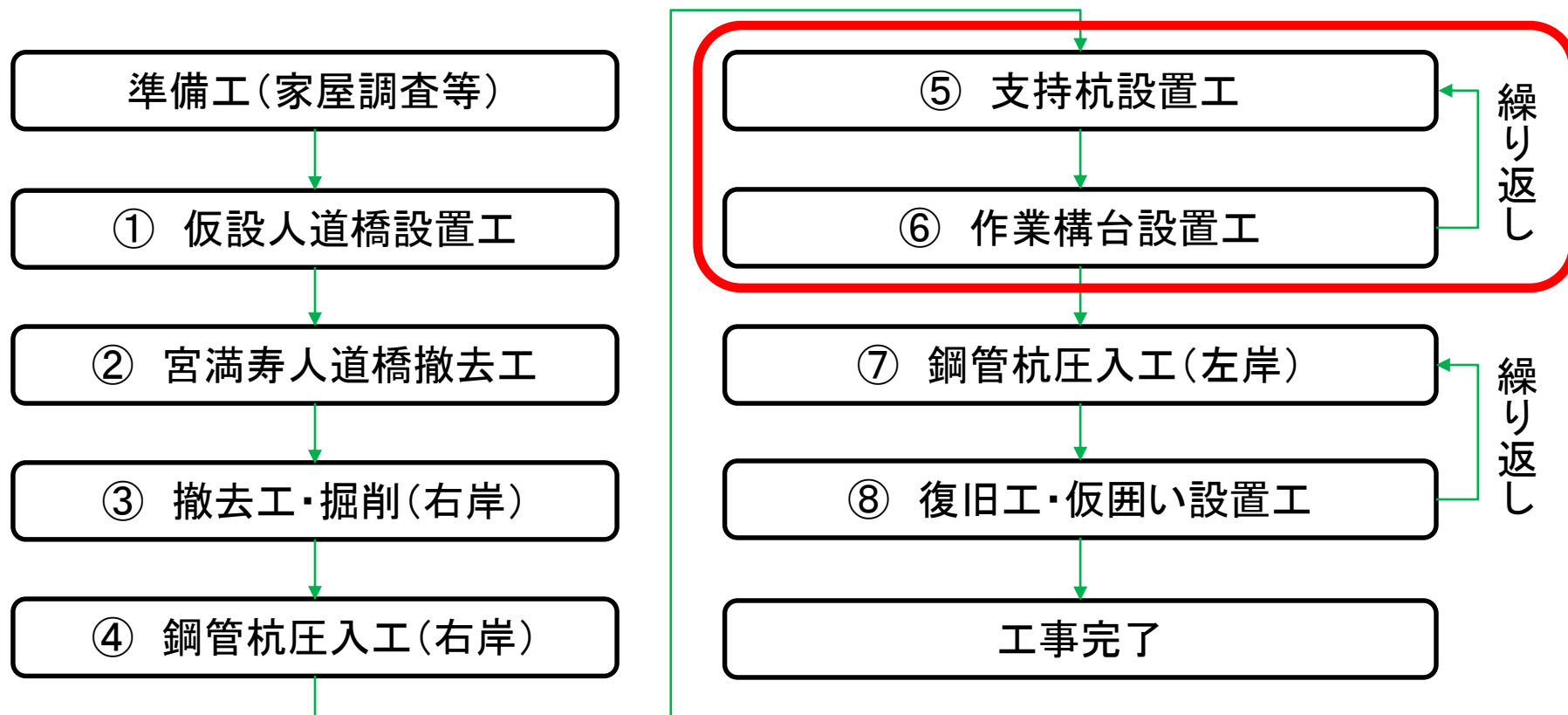


鋼管杭

クランプクレーン

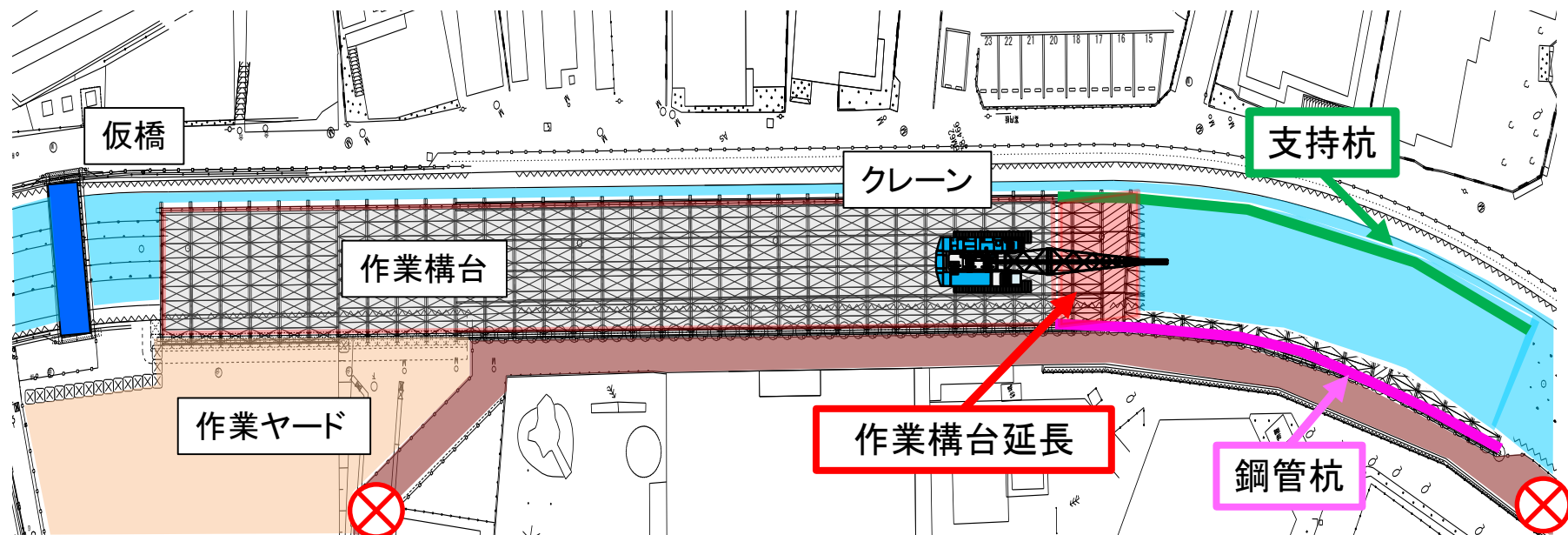
回転圧入機

施工フロー



⑤支持杭設置工 ⑥作業構台設置工

作業構台の基礎となる支持杭(H形鋼)(**緑色**)をオーガスクリーパーで掘削して土中に埋めていきます。その後、支持杭と鋼管杭の上に作業構台(**赤色**)を設置します。



70tクローラークレーン

使用重機

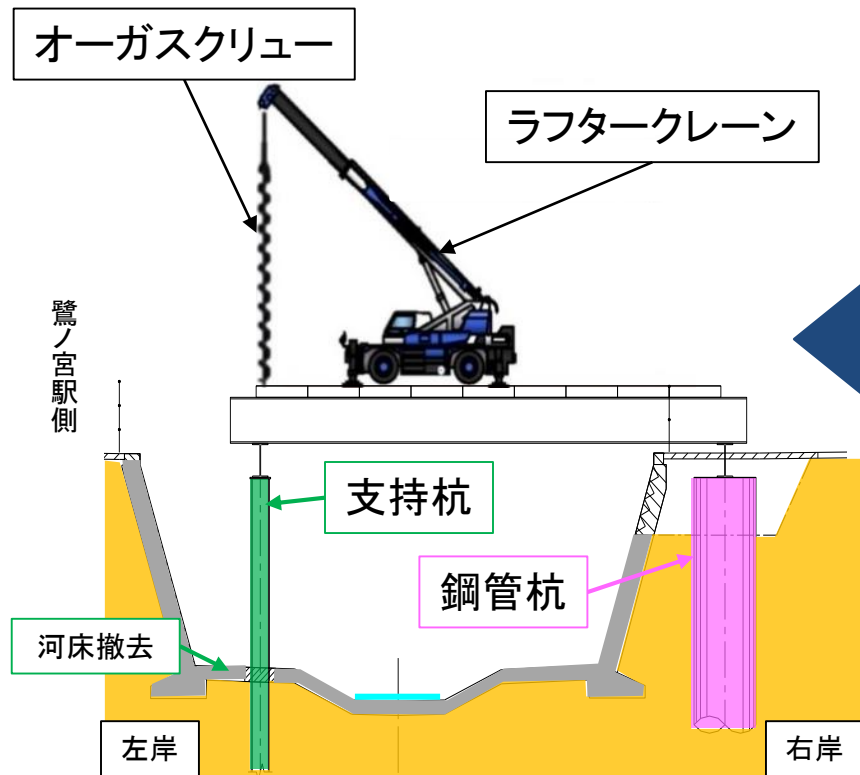


オーガ
スクリーパー

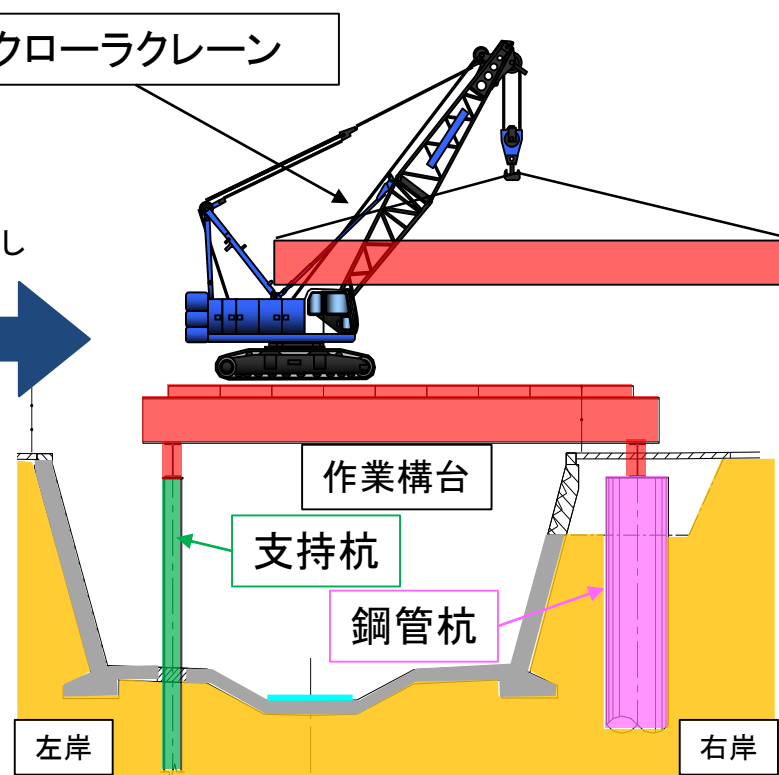


⑤支持杭設置工

⑥作業構台設置工



繰り返し

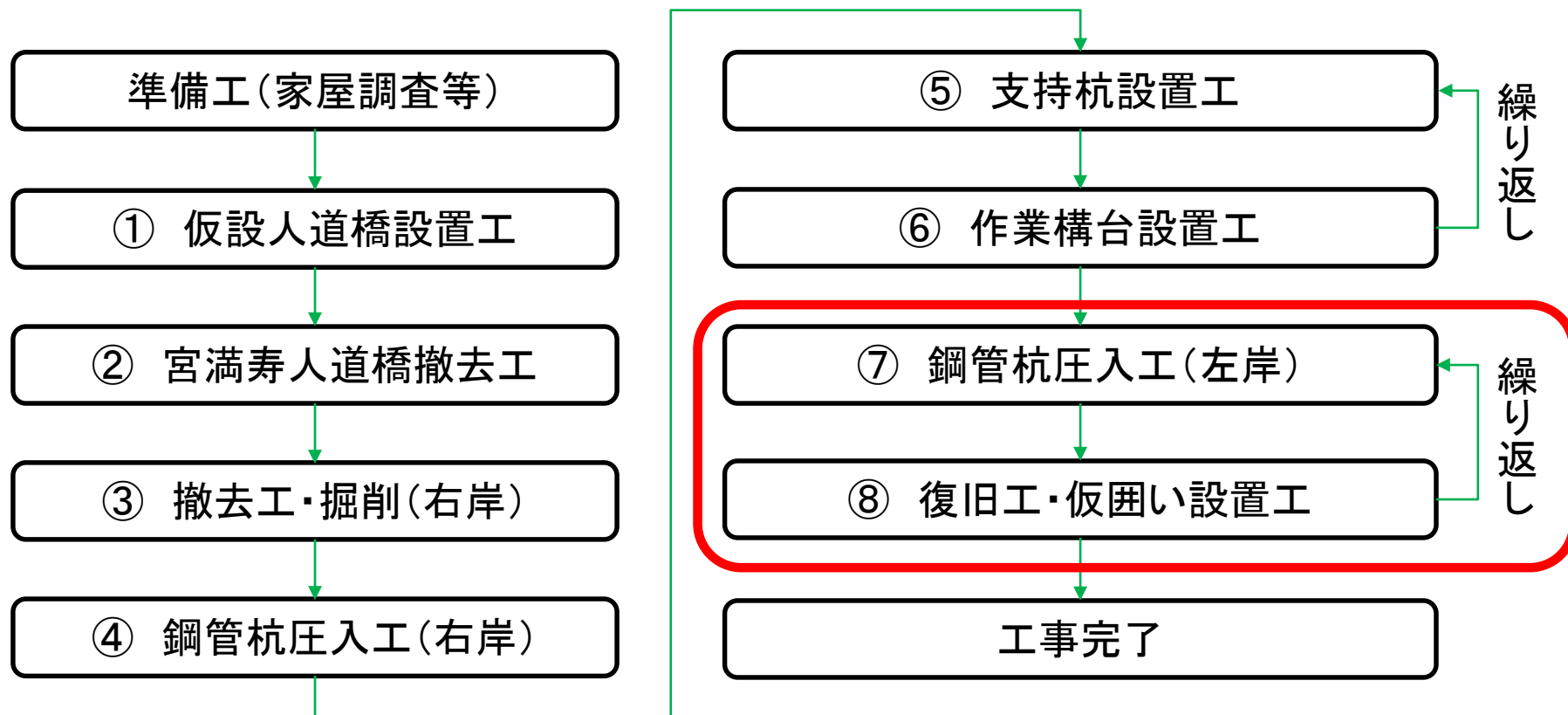


イメージ写真



イメージ写真

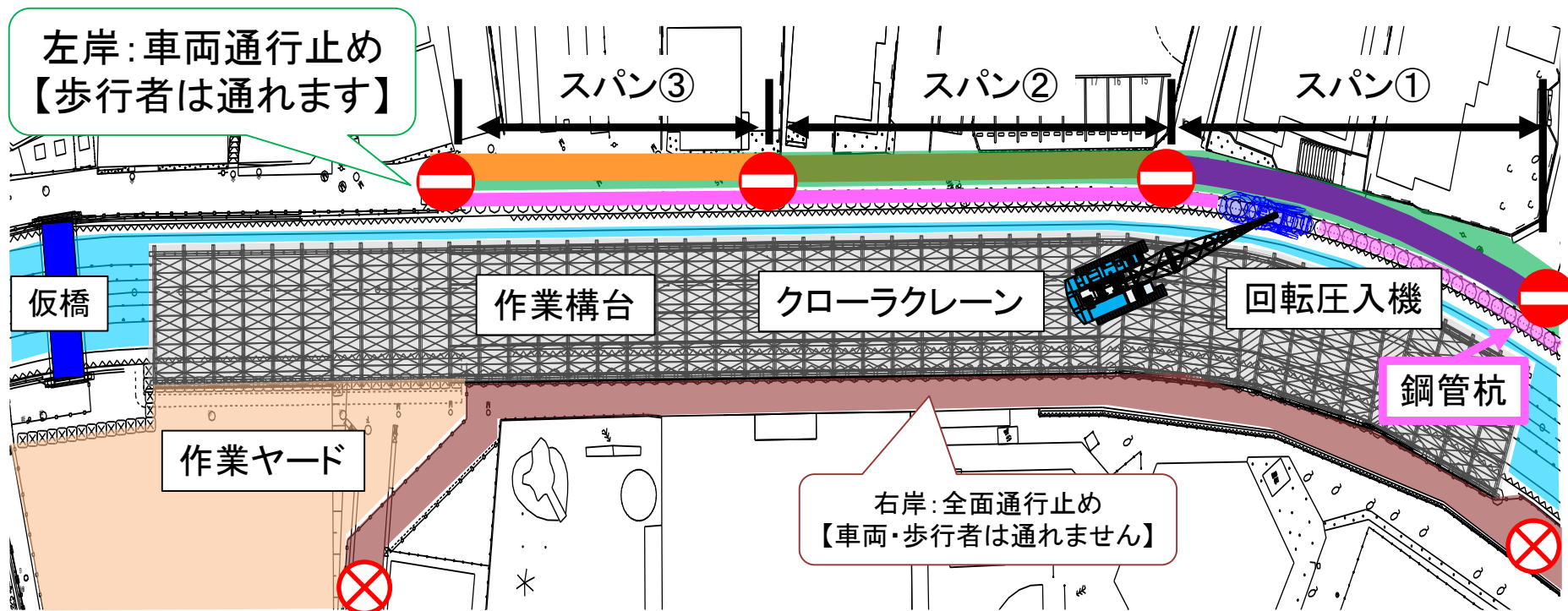
施工フロー



⑦鋼管杭圧入工（左岸）

⑧復旧工・仮囲い設置工

作業構台完了後、鋼管杭（桃色）を回転圧入機により回転させながら左岸側の土中に埋めていきます。施工は3スパンに分けて行い、鋼管杭圧入完了後、それぞれ通路の復旧と仮囲い設置し、順次開放します。



スパン①：施工期間 令和6年3月前半～ 5月前半（予定）

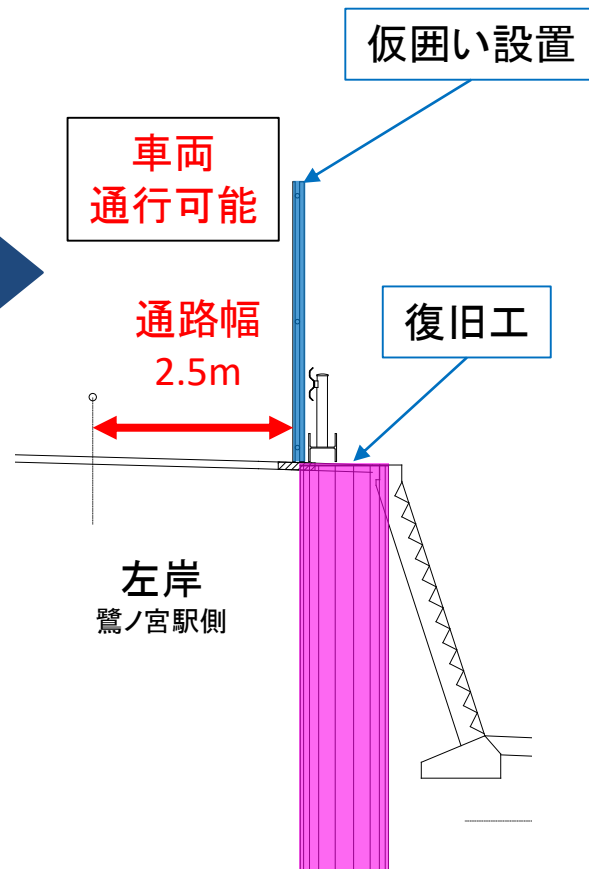
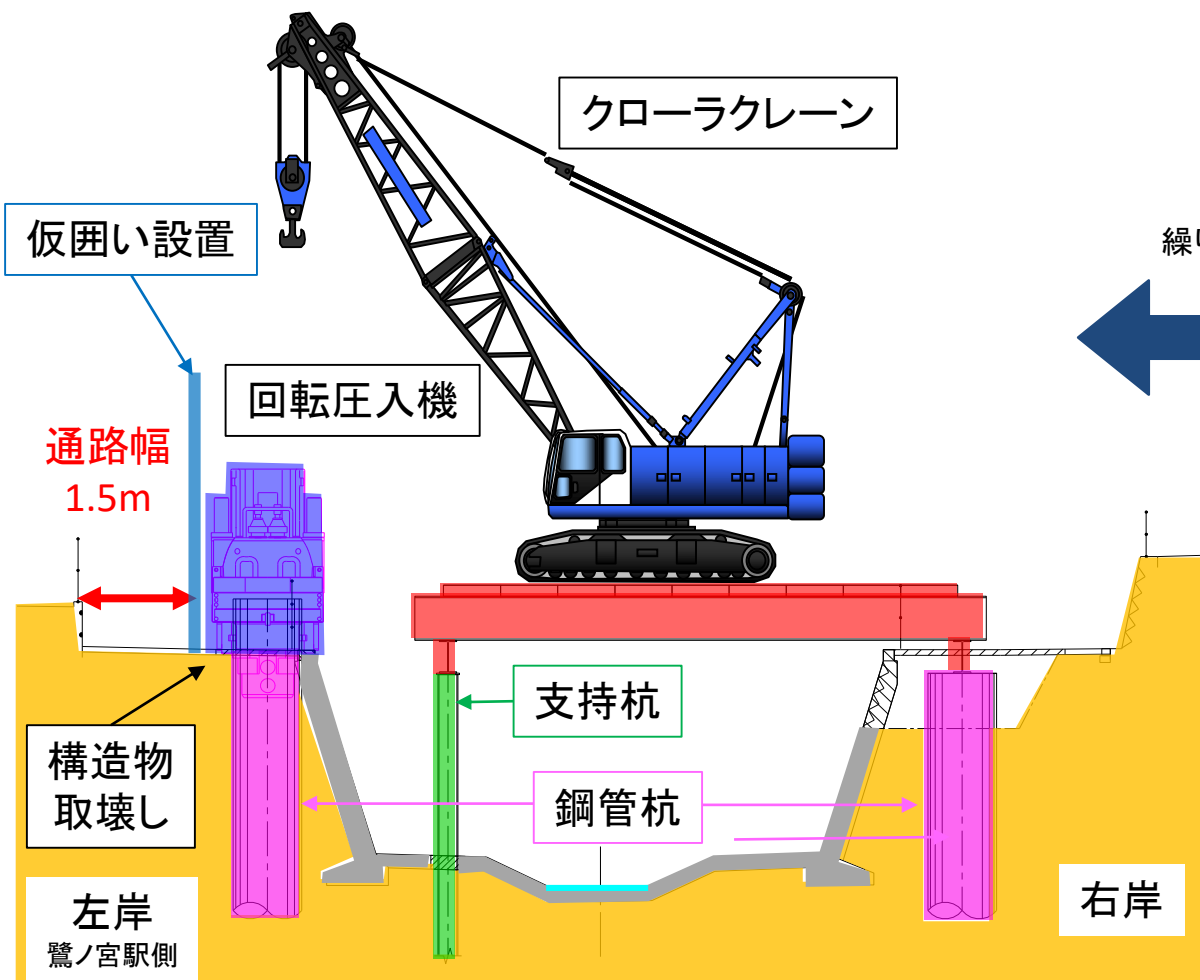
スパン②：施工期間 令和6年5月後半～ 8月前半（予定）

スパン③：施工期間 令和6年8月後半～ 11月前半（予定）

各スパンで車両通行止めが発生します

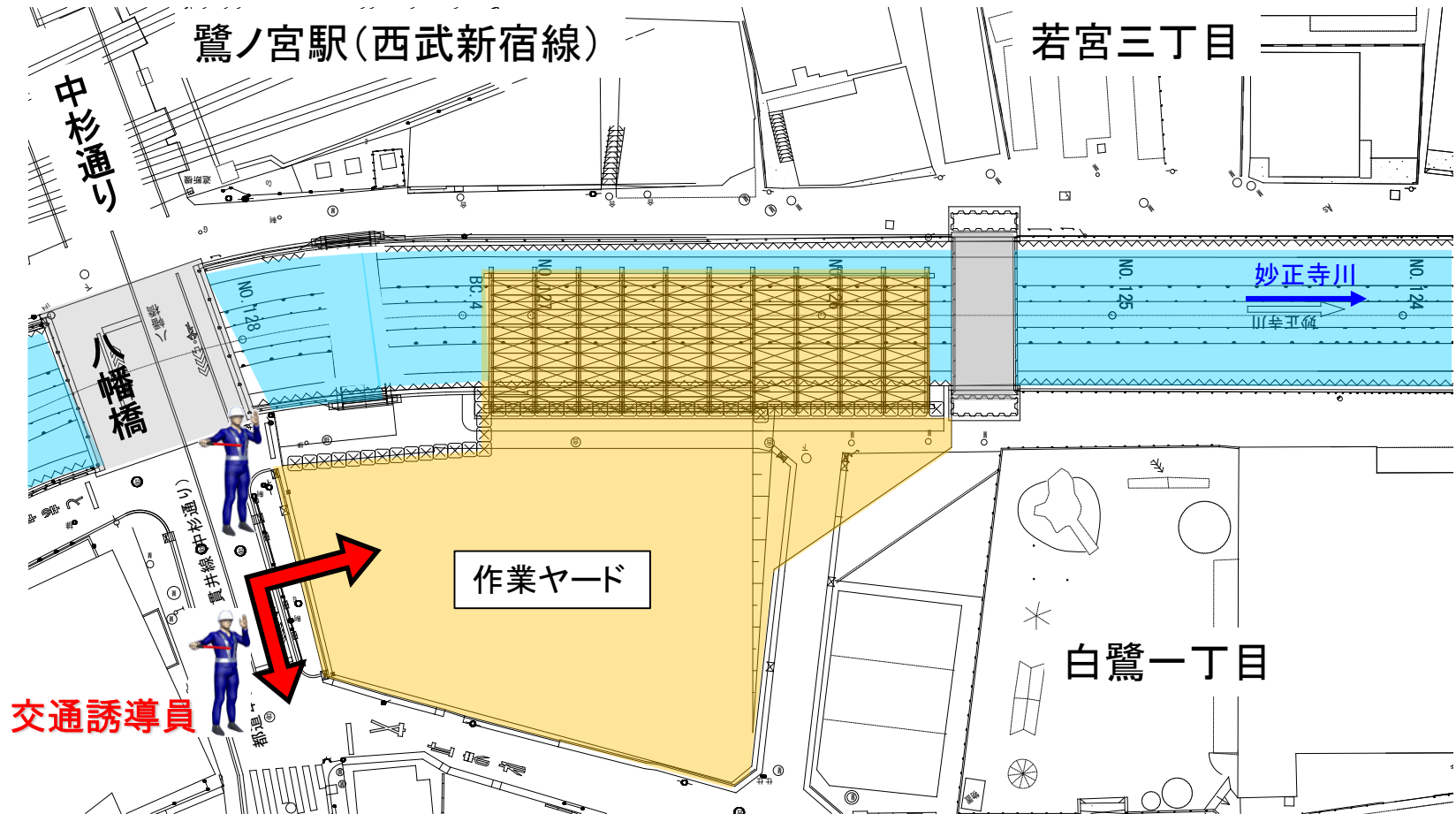
⑦鋼管杭圧入工（左岸）

⑧復旧工・仮囲い設置工



資機材搬出入図

大型工事車両の搬入は中杉通り南方向から行い、現場へは前進で進入します。
搬出の際も、中杉通り南方向へ前進で退出します。
搬出入の際は、交通誘導員を適切に配置し、安全に努めます。



環境対策について

本工事の施工にあたっては、地域の生活環境の保全を図るよう努めます。特に以下の事項に留意しながら工事を行います。

- ・本工事に使用する建設機械については、低騒音・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械を使用します。



排出ガス対策型建設機械



低騒音型建設機械



超低騒音型建設機械

環境対策について

- ・振動・騒音計にて現場の振動・騒音を測定し、基準値を超えない様注意しながら施工します。

基準値

振動 70デシベル

騒音 80デシベル



- ・現場内での工事用車両の走行は、時速10km/h以下の運転を徹底し、振動・騒音の軽減に努めます。また、必要に応じて散水を行い、周辺へのホコリ等の飛散を防止するように努めます。

迂回路及びスクールゾーンの通行許可申請について



迂回路内には平日7:30～9:00
スクールゾーンがあります(破線部)

当該時間に通行される方は
野方警察署への通行許可手続きが
必要となります。

お手数ですが野方警察署に
ご申請ください。

○申請に必要なもの

- ・申請書(複写式)
- ・車検証写し(2部)
- ・経路図(2部)
- ・運転免許証(提示のみ)

※申請から許可まで2日程度かかります。

工事に伴う家屋調査

家屋調査とは

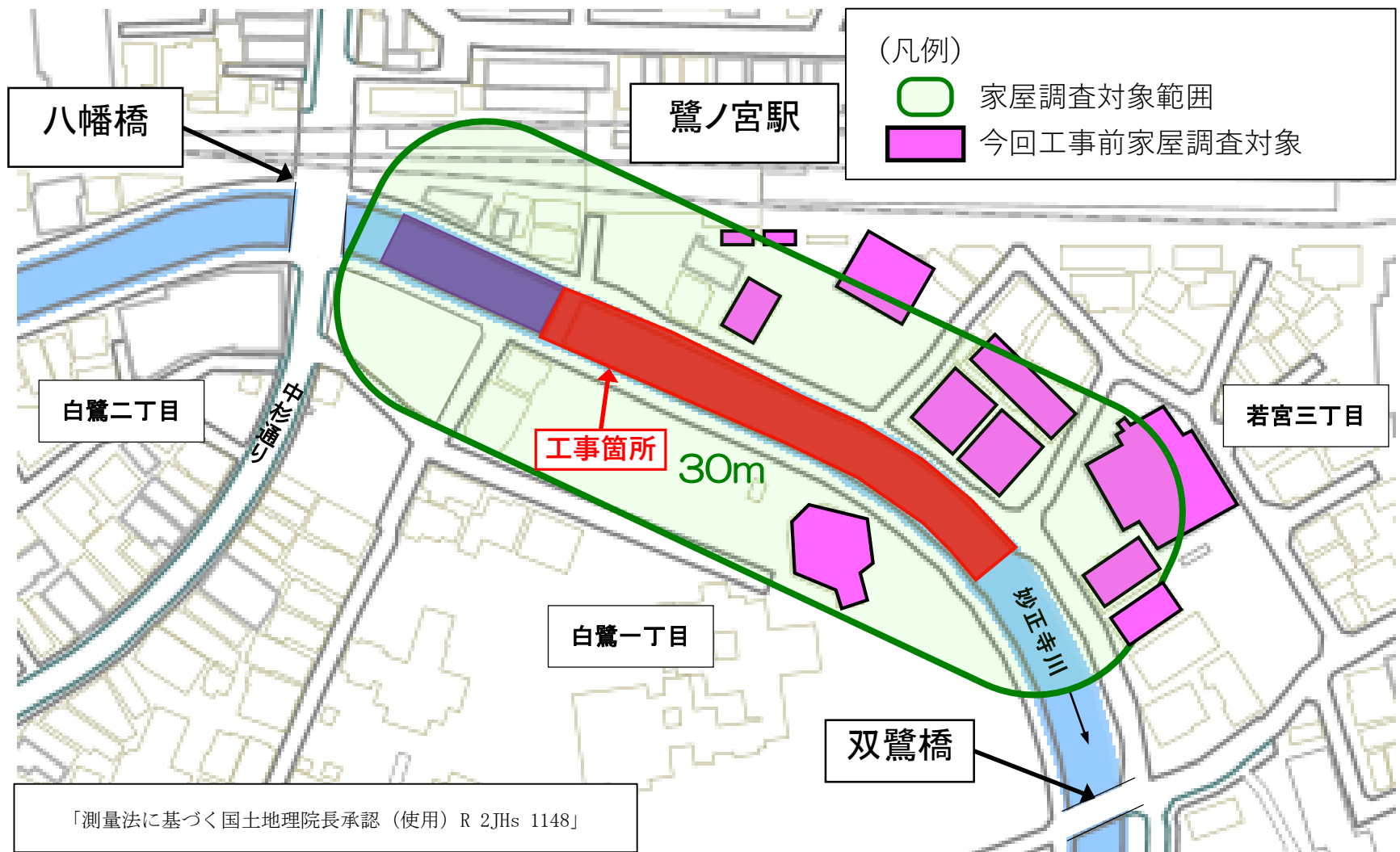
工事による近隣家屋への影響の有無について、
正確に判断する資料を得るため、
工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を
調査するものです。

⇒着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、
工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、
家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償します。

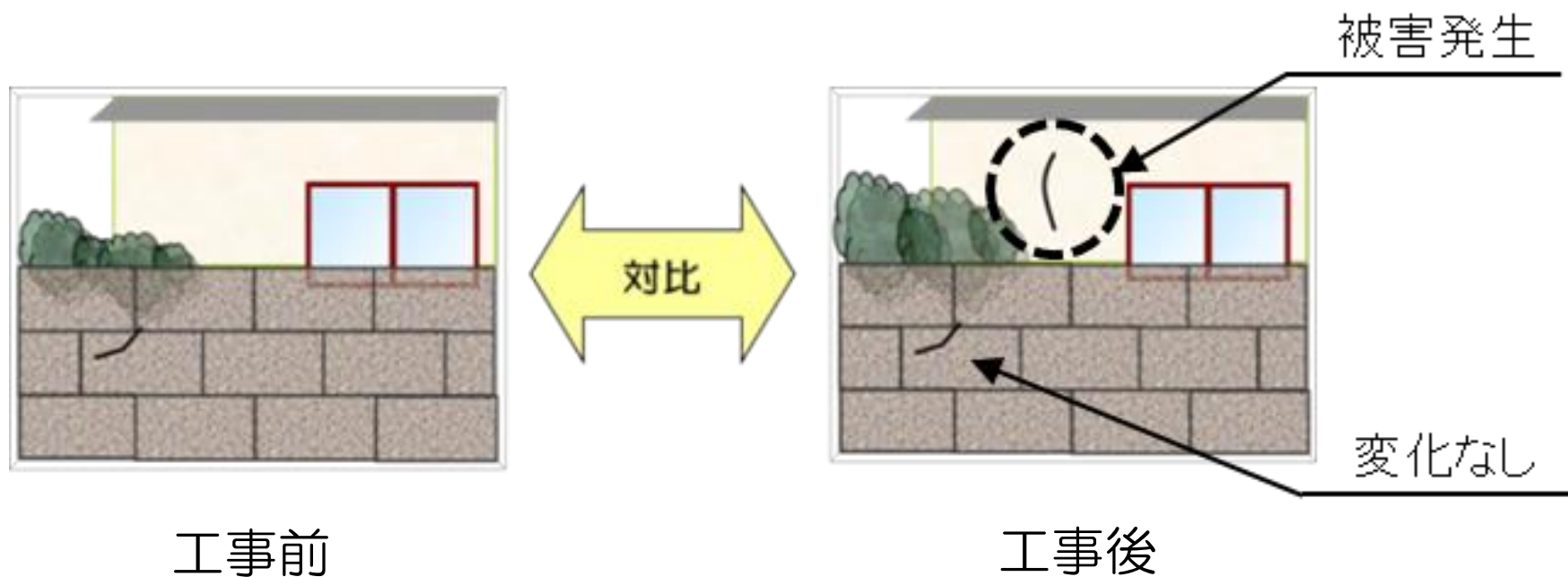
◆家屋への影響が想定される工事内容（例）

- ・ 既設護岸取り壊し、鋼管杭圧入時の振動など

家屋調査対象範囲



家屋損害の賠償

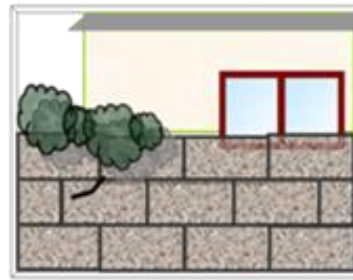
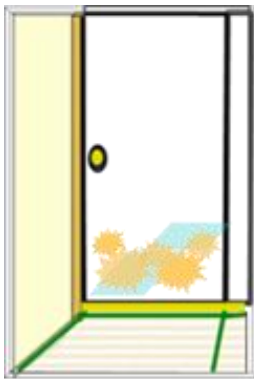


※工事前と工事後の家屋内外の状態を比較し、被害が発生したことが確認された箇所について、金銭で賠償します。

家屋調査の内容等

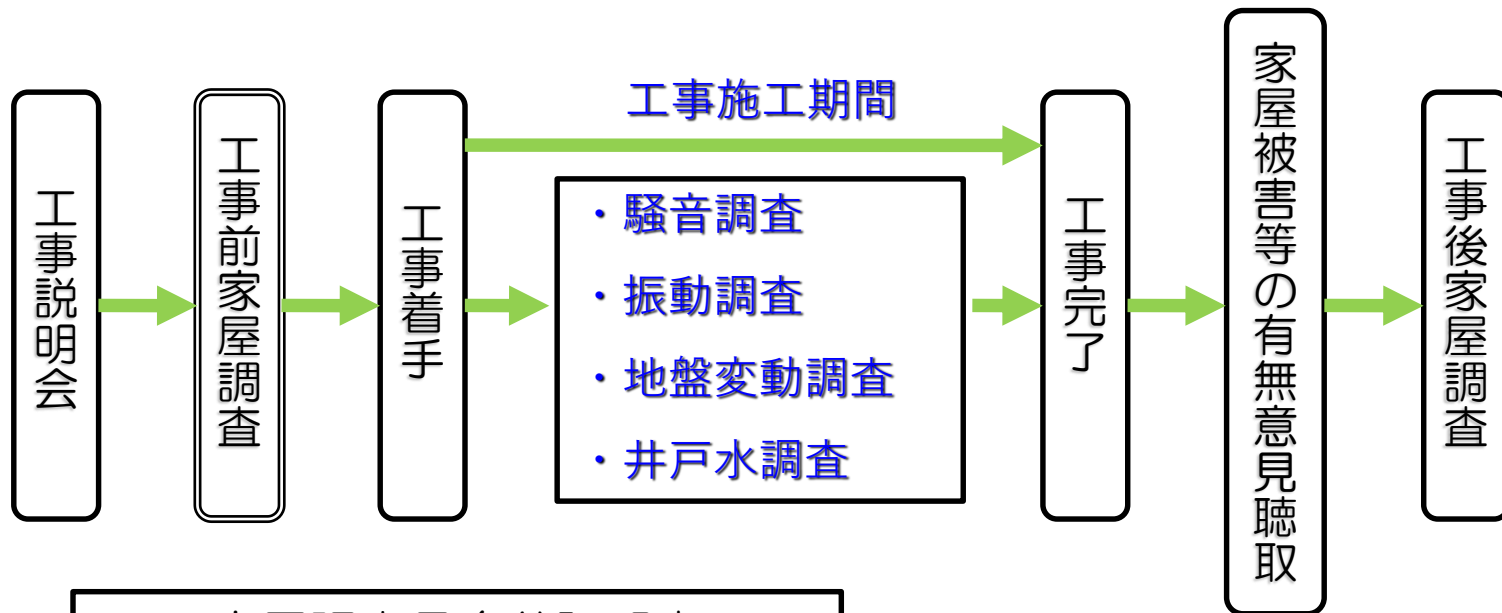
調査会社 東洋技建 株式会社

調査内容 屋内：柱や床の傾斜測定
壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）
屋外：壁や塀等の傾斜測定
土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



※調査の際には、皆様方のお立会いをお願いいたします。
※調査期間は2月上旬～3月初旬を予定しています。
※撮影した写真を含む個人情報 は 厳重に管理いたします。

家屋調査手順



家屋調査員身分証明書

表	裏
03三建工二身第〇〇号 身分証明書 顔写真 氏名 _____ 年 月 日生 勤務先 東洋技建株式会社 住所 _____ 上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。 記 1. 件名 妙正寺川整備工事に伴う搬入路整備工事(八幡橋下流) 2. 委託場所 中野区若宮三丁目地内から同区白鷺一丁目地内まで 3. 委託期間 自 令和 4 年 5 月 11 日 至 令和 4 年 8 月 10 日 令和 年 月 日 東京都第三建設事務所長 公印	注 意 1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。 2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。 3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ届け出なければならない。 5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ返還しなければならない。

腕章



家屋損害賠償の手順

工事後家屋調査 実施（専門調査会社への委託）



工事後家屋調査 結果取りまとめ



工事による家屋被害の認定



家屋復旧調査



賠償額提示



交渉・賠償額のお支払い（金銭による賠償）

はじめに

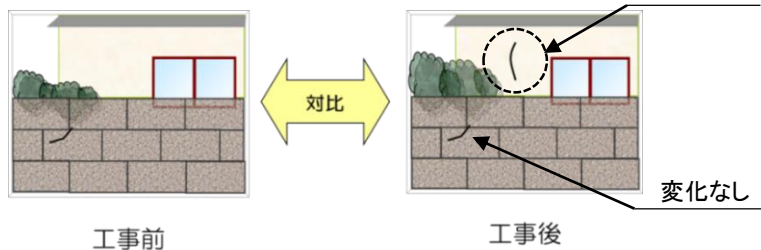
日頃より妙正寺川整備事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。工事は、近隣家屋へ影響を及ぼさないように十分留意して進めて参ります。ここでは、工事に伴う家屋調査と損傷があった場合の損害賠償についてご案内させていただきます。

家屋調査とは

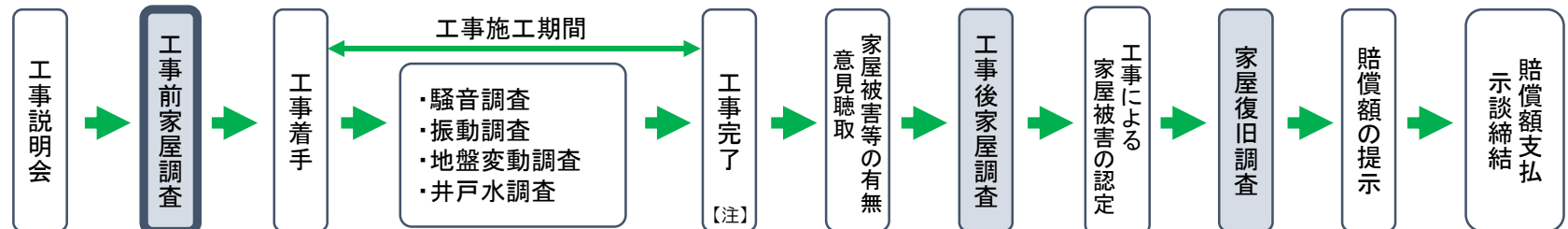
工事による近隣家屋への影響の有無について、正確に判断する資料を得るため、工事の着手前と完了後に家屋及び屋外の工作物を調査するものです。着手前と完了後の家屋内外の状態を比較し、工事が原因で被害が生じたことが確認された場合、家屋復旧調査を行った後、金銭にて賠償いたします。

【家屋への影響が想定される工事内容】

(例) 既設護岸取り壊し、鋼管杭圧入時の振動など



家屋調査・家屋損害賠償の標準的な流れについて



※今回調査

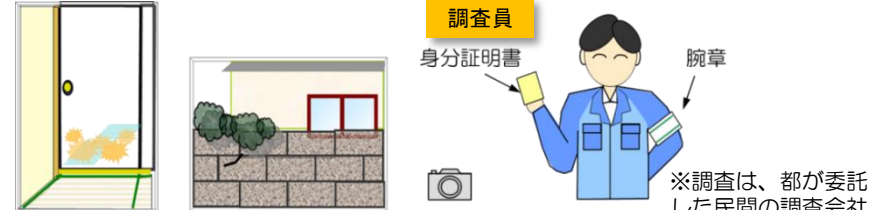
■ 家屋等の調査に伺います。

【注】工事の影響が複数の工事にまたがる場合には、影響する全ての工事が完了した時点となります。

家屋調査の内容

屋内：柱や床の傾斜測定、壁や建具等の状態把握（写真撮影含む）

屋外：壁や塀等の傾斜測定、土間や扉等の状態把握（写真撮影含む）



※撮影した写真を含む個人情報は厳重に管理致します。

※調査は、都が委託した民間の調査会社が行います。

注意事項

- ① 調査を辞退された箇所は、損傷と工事の因果関係を立証することが出来なくなるため、ご自身で因果関係を証明して頂かない限り、賠償することができません。
- ② 工事前家屋調査～家屋復旧調査の間に家屋等の補修・外壁の塗装などを行う際には、事前にご連絡ください。確認が出来ないまま家屋の補修等が実施され、損傷と工事の因果関係を立証できなくなった場合には、賠償することができません。
- ③ 家屋損害賠償は、金銭による賠償となります。また、損害賠償額は、被害を認定した時点の単価を用いて統一した基準により算定します。

【問合せ先】東京都第三建設事務所 工事第二課

工事に関すること 妙正寺川事業センター(03)3228-1419

家屋調査と損害賠償に関すること 工事担当(03)3387-2103

渉外担当(03)3387-2104

問い合わせ先

★妙正寺川整備工事全般に関すること

東京都第三建設事務所 工事第二課 設計総括担当

⇒電話 03-3387-5367

★妙正寺川整備工事（その203）に関すること

東京都第三建設事務所 妙正寺川事業センター

⇒電話 03-3228-1419

★妙正寺川整備工事（その203）の内容や施工方法等の詳細に関すること

受注者：真柄建設株式会社 妙正寺川作業所

⇒電話 03-5356-8971

ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解・ご協力お願い致します。